

については信義則により排斥している。あるいは、端的に金融取引を内容とする無名契約であるとの判例もある。確かに、短期間の資金融通を受ける取引であるというのが実態に合致する。またこれが、全くの架空取引であれば別なのですが、一部でも実体を伴うものがあれば、無効とはならないとされていた。

そこで循環取引を基本的に有効と認めることとし、その結果、特約店からの債権は有効、代理店に対する売掛金の請求は通常どおり行うこととなる（反対の立場もあり得る）。

4. 代表者の責任

代表者が、架空循環取引によって会社に損害を与えているなら損害賠償の対象となる。本件では、先ほど述べたとおり循環取引毎に会社は7円の損失を被っている。しかしそのかわり、会社は資金融通を得ているので、循環取引自体をもって損害とは言い難い。

金融機関に対しては、大きく粉飾した決算書を提出して融資を受けていたので犯罪の成立する可能性がある。B社が毎年のように売上と利益を拡大していくので、多数の金融機関が、競うように融資をしていた。

5. 結び

うまい話には裏がある。



並木幸雄会員の庭で
みごとに咲く藤の花
(撮影 2013.4.17)

ニコニコ委員会

児山守治会員 庭先のツツジが満開です
ここで一句
☆ 遅桜 速く散らねど 夏が来ぬ

再度 松戸北ロータリークラブ
事務所・例会場 移転のお知らせ

2013年7月1日より事務所と例会場を移転いたします。今後ともどうぞよろしく願いいたします。
(事務所の電話番号はそのまま変わりません)

事務所	〒270-0023 千葉県松戸市八ヶ崎 1-11-13 サンライズハイツ 101	電話 047-344-5696 FAX //
例会場	〒270-0023 千葉県松戸市八ヶ崎1-10-6 「びわ亭」	電話 047-347-1129

■奉仕の理想 (Ideal of Service)■



己に天職という使命を与えてくれた社会、また己の職業を生かし続けさせてもらっている社会に感謝するとき、その仕え方(奉仕)の基本として個人生活、社会生活、職業生活に於いて利己的欲求は最小限にとどめ、常に最大利他の究極を求め続けて行こうとするロータリーの奉仕哲学である。

社会奉仕基金 4,527円 《会報編集委員》織田 証・大川隆永・瀧上啓太・小林辰幸

国際ロータリー第2790地区第12分区

松戸北ロータリークラブ



四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- 1・真実かどうか
- 2・みんなに公平か
- 3・好意と友情を深めるか
- 4・みんなのためになるかどうか

第1962回例会 2013年 4月16日(火)

- 国際ロータリー会長 田中 作治
- 第2790地区ガバナー 得居 仁
- 第12分区ガバナー補佐 川上 伸夫
- 松戸北ロータリークラブ会長 長島 正巳
- 松戸北ロータリークラブ幹事 高橋 一彦
- 例会日 - 毎週火曜日12:30より (第1例会18:30)
- 例会場 - 松戸市根木内249-7 北小金ボウル1F
- 事務所 - 松戸市根木内249-7 (株)山安 内
- TEL/FAX- 047-344-5696 / 047-344-5696
- Web/Mail- www.rc2790-12.jp / kanji@rc2790-12.jp

<第1962回:例会プログラム>

- 12:30 点鐘
ロータリーソング斉唱「奉仕の理想」
お客様紹介
- 12:55 会長挨拶及び報告 長島正巳 会長
- 13:00 幹事報告 高橋一彦 幹事
「卓話」 三村藤明会員
- 13:30 点鐘



<会長挨拶:長島正巳>

本日は、貴重な卓話がありますので、会長挨拶は省略させていただきますが、私の本業からご存知の方もいらっしゃると思いますが、ささやかな情報をお知らせします。

「失敗しない相続」とでも表題にしましょう。

どなたかが亡くなって、その遺族が相続税を納めなければならないケースは、亡くなった人100人に対して4人程度とごくわずか。このような少ない理由は、居住用の土地については評価額が大幅に引き下げられること、相続税が課せられない「基礎控除」があることです。ところが、この両方が大きく変更され、相続税の掛かる人が増えると見込まれます。

土地の評価をさげる仕組みが厳しくなった

相続税の課税対象は、ご存知のように預貯金や株、債権・不動産・ゴルフの会員権等お金に換算できるものすべてです。このうち一般的に最も金額が高いのは自宅の土地ですが、亡くなった人（被相続人）の住んでいた土地に遺族が住み続ける場合は、一定の面積まで評価を80%減額するという「小規模宅地の特例」が設けられています。これによって、例えば相続税の評価が1億円の土地は、二千万円と評価されることになるわけです。

2010年の税制改正によって、この特例を利用できる要件が厳しくなりました。

従来は、被相続人が亡くなった後に、それまで同居していなかった親族が移り住む場合でも適用されましたが、改正後は「被相続人に配偶者や同居親族がいない場合で、被相続人が亡くなる3年前以内に、本人または配偶者の所有する家屋に住んだ事のない親族が移り住む」ケースに限られたのです。

また、従来は被相続人の住んでいた土地にだれも住まない場合であったとしても、評価額が50%減額されましたが、この減額は廃止されました。

さらに改正前は、80%減の対象となる人とならない人が土地を共同で相続した場合、土地全部に80%減額が適用されましたが、改正後は、減額の要件を満たす部分のみ減額される事になりました。

人に貸し付けている土地や、店舗や工場等の事業等に使っている土地についても80%あるいは50%評価が減額されますが、改正によって、貸付や事業を相続人が引き継がない場合の評価減が廃止されています。

次回は、続き**基礎控除が6割に引き下げ**についてささやかな情報をお伝えします。



<幹事報告:高橋一彦>

本日の報告は何もございません

本日のお客様

大川隆永会員のご友人



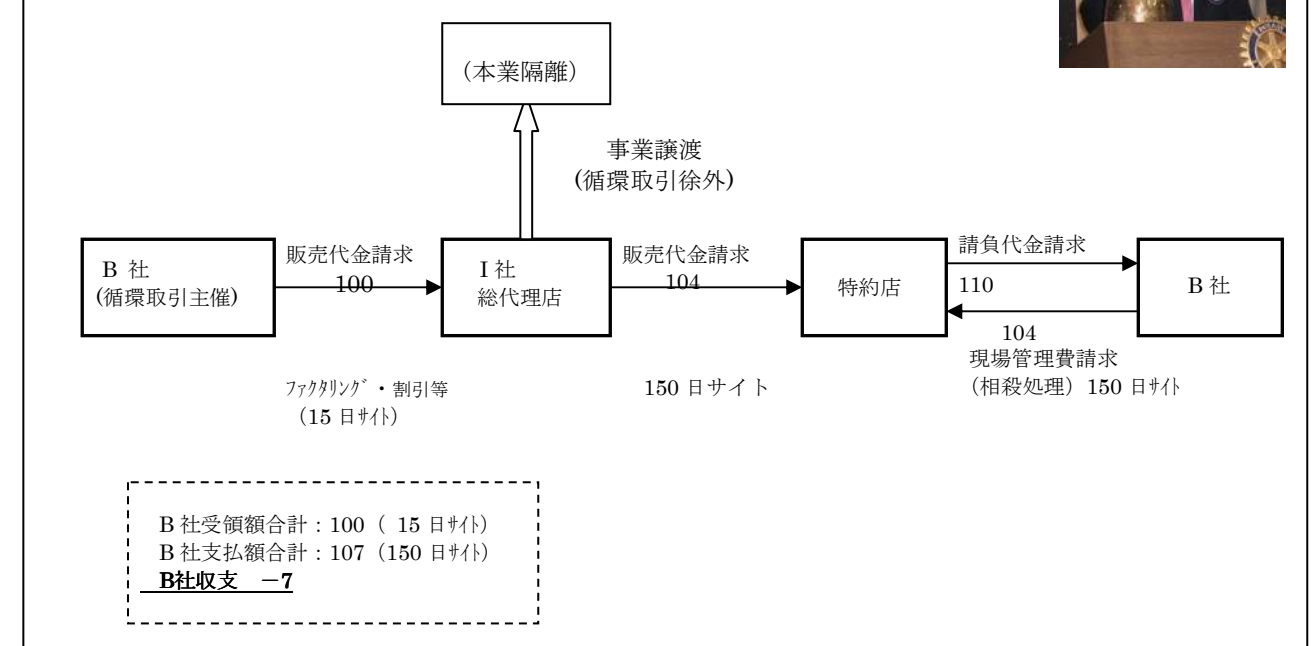
(菊地様・沖様)

「卓話」循環取引の実態

三村藤明会員



1. 構造図



2. 循環取引の仕組み

B社は、この循環取引の主催者。原材料を例えば5月1日に、金100円で総代理店であるI社に売り渡し、支払期日を5ヶ月後の9月30日とする金100円の手形を受け取る。B社は、この手形をすぐに割り引いて資金化。

I社は、同じ原材料を、直ちに特約店に金104円で売り渡し、特約店から支払期日を9月28日とする額面104円の手形を受け取る。I社は、特約店から受け取った手形額面の104円の入金によって、B社に100円を支払い、4円のマージンを受け取ることができる。

特約店は、同時に、B社から、この原材料を用いた工事の発注を受け、同日、原材料分と工事の請負代金として、金110円の請負代金を受け取ることとする。一方、B社は、工事の監督料として特約店に対し、金3円の指導料を請求する。したがって、110円と3円を相殺するので、特約店は、B社より、金107円の手形を、支払期日を9月25日として受け取ることとなる。

ここでは、特約店が、工事の施工業者であり、B社は現場監督を行うという立場になる。そして特約店は、104円で仕入れた商品を107円で売って、3円のマージンをとることになる。

一方B社は、結局、107円で買った原材料を100円で売ったことになるので、この循環取引によって常に7円の損失を被ることとなる。

3. 循環取引の法的性質

実態のない取引であり通謀虚偽表示等によって無効ではないか。しかし判例の趨勢は、取引の形式が売買であれば売買、請負であれば請負と、形式どおりの有効性を認めた上で、目的物の引渡義務や仕事の完成義務の未履行を理由とする抗弁等に

(次ページにつづく)